

～郡山信用金庫様との連携～  
納税等に係る口座振替依頼書への  
届出印の押印が不要になります



ターゲット 10.4

令和4年12月23日

郡山市税務部

収納課

課長 影山 晃正

TEL: 924-2101

SDGs ターゲット 10.4 「税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する」

- 1 内 容 個人の納税者（個人事業主を含む。法人は対象外）の口座振替手続き（申込・廃止）の際に、本人確認ができた場合は口座届出印の押印がなくても受付します。
- 2 対象帳票 ①市税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書  
②小口収入科目預金口座振替依頼書
- 3 適用条件 次のいずれにも該当する場合、口座振替依頼書への届出印の押印を省略できます。  
①依頼者本人が窓口で手続きを行い、原則として顔写真付き本人確認書類（例：運転免許証、マイナンバーカード等）の原本を呈示すること。  
②引落口座の「通帳」又は「キャッシュカード」等の原本を呈示すること。
- 4 受付場所 ①郡山市役所庁舎内  
・市税等預金口座振替依頼書 収納課、国保税収納課  
・小口収入科目預金口座振替依頼書 所管各課  
②郡山信用金庫 本支店窓口
- 5 受付開始日 令和5年1月4日（水）から
- 6 その他 ①この取組は、郡山市では東邦銀行様、大東銀行様、福島銀行様に次いで4金融機関目となります。  
②県内の地方銀行3行を含む4金融機関と当該取組を行う自治体は、本市が県内初となります。  
③郡山信用金庫様が自治体と口座振替依頼書の届出印押印省略に取り組むのは、本市が初めてとなります。

